(仮称) 第二期帯広市教育基本計画 に関する提言書

(学校教育分野)

平成30年12月

(仮称) 第二期帯広市教育基本計画市民検討委員会

はじめに

平成 18 年 12 月改正の教育基本法により、国に対して、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定する義務を課すとともに、地方公共団体に対しては、地域の実情を踏まえて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努力義務を課した。

帯広市教育委員会は、平成22年3月に「帯広市教育基本計画」を策定し「ふるさとの風土に学び人がきらめき人がつながるおびひろの教育」を基本理念として、各種の教育施策を進めているところである。

近年、地方教育行政制度の改革、教育現場における ICT 化の進展、道徳の特別教科化や小学校段階における外国語教育の導入など、教育を取り巻く環境は大きく変化している。また、小中一貫教育の制度化やコミュニティ・スクールの取り組みなどを背景とし、義務教育 9 年間を見通した系統的な教育や、学校・家庭・地域の連携・協働による学校運営の取り組みが広がりつつある。

さらに、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有・連携する、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、小学校においては 2020 年度から、中学校においては 2021 年度から新学習指導要領が全面実施となり、高等学校においても 2022 年度から年次進行で実施することとなっている。

このような中、2020年度を初年度とする次期の教育基本計画を策定するにあたり、様々な立場や視点から幅広い市民意見を聴取するため、(仮称)第二期 帯広市教育基本計画市民検討委員会(以下「当委員会」という。)が平成30年6月に設置された。

当委員会は、今後の帯広市の学校教育のあり方や進むべき方向性について、 15名の委員により、平成30年7月から11月まで計5回の会議を開催し、審議 を重ねてきた。

今般、その審議結果を提言書として取りまとめたので報告するものである。

平成 30 年 12 月

(仮称) 第二期帯広市教育基本計画市民検討委員会 委員長 柳川 久

目 次

1		教	育	を	- 耳	Σ 1) 1	巻	<	環	境	に) し	١ -	<u></u>	•	•		•	•	•	•	•	•		١
2		帯	広	市	が		指	す	ベ	き	今	後	の	教	育	うの	あ	519	广	ī に		りし	7	- -	•	2	2
3		施	策	ξ O.)	ו ל	Ó	性	に	\supset) (١ -	_	•	•		•			•			•	•		(3
(1)		知	識	•	技	就能	ť σ.) 밑	3 得	₹	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(3
(2)		豊	か	な	: 心	ν σ.)育	百万		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	4	4
(3)		健	や	か	な	: 体	<u> </u>		< V.)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	į	5
(4)		人	間	を	尊	重	U	自	然	ح	共	生	す	る	人	づ	<	り	•	•		•	•	į	5
(5)		131	る	さ	۲	の	理	解	の	促	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(6
(6)		学	校	•	家	庭	•	地	域	の	連	携	•	•				•				•	•	(6
(7)		教	育	を	支	え	る	人	材	の	育	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	7
(8)		教	育	環	境	の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	3
(9)		教	育	機	会	の	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	3
(10)		ょ	り	ょ	١J	教	育	の	た	め	の	U	<	み	づ	<	り	•	•			•	•	8	3
今	後	に	Ó	1 (7	ナて	ζ,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ξ	9
参	き資	料																									
(仮	称)	第:	二其	用帯	広下		育	基本	計	画「	カ民	検	討委	員	会記	设置	要網	綱((参	考賞	賢料	1)	•	•	1 (Э
(仮	称)	第:	二其	用帯	広下		育	基本	計	画	市民	検	討委	員	会원	ろ簿	Ī	(参	考資	資料	2)	•	•	1 :	2
(仮	称)	筆:	一世	用帯		5数	育	基本	: 計	画行	₽		計季	言	会員	昇催		兄 (参	老雀	13年	3)			1 :	3

1 教育を取り巻く環境について

家庭用ゲーム機の普及やインターネット環境の整備により、子どもたちが家庭内で遊ぶ機会が増えたほか、家庭に居ながらも簡単に多くの人と交流したり情報を入手したりすることができるようになった。そのような中、子どもたちが地域の大人と関わる機会や、年齢の異なる子どもたちが集団で遊ぶことで人間関係のルールを学ぶ機会など、多様な人と接することにより社会生活の基礎を培う場や体験の機会が減少している。

家庭においては、三世代同居の減少に伴い、世代を越えて人生の知恵や文化・伝統などを受け継ぐ機会が減少している。さらに、共働き世帯やひとり親家庭が増加し、PTA 活動等に関わる世帯も限られてきており、親同士で子どもの教育について考えたり、悩みを相談したり、情報を共有する場も減少傾向にある。一方で、インターネットは、孤立する世帯の交流の場となったり、限られた時間の中で悩みを相談したり情報を入手したりするための有効な手段となるなど、人々の生活に大きな影響を与えている。

学校においては、学習指導要領の改訂により授業時数が増加し、ICTを使った授業や業務の効率化が進められているところであるが、日常の学習指導に加え、生徒指導や部活動指導、いじめ・不登校への対応など業務量も増加しており、教職員の心理的・身体的負担や長時間勤務の解消に向けた取り組みが必要となっている。また、全国的にコミュニティ・スクールを導入する学校が増加するなど、学校・家庭・地域の連携・協働が進められる中、学校を支援する各種ボランティア団体では、人口減少や共働き世帯の増加により、担い手の高齢化が進むとともに、新たな担い手の不足や一部関係者の負担増といった課題がある。

地域産業においては、団塊の世代の退職による影響後も地方の人口減少や都市部への人口流出が続くことで、生産年齢人口の減少に拍車がかかり、深刻な人材不足となっており、その解消が喫緊の課題となっている。また、業務効率化に加え、科学技術の進展や経済のグローバル化により、必要とされる専門的な知識や技術も変化することから、高度な情報通信技術の習得や、情報通信機器等の導入など様々な対応が求められている。さらに、AI などの研究開発は世界的に進められており、地域の産業構造の変化に影響を及ぼす可能性がある。

このように、学校や家庭環境をはじめ社会全体が加速度的に変化する中、教育には、主体的に考え行動し、他者と良好な関係を築き協力しながら、新しい価値を生み出すことのできる人材の育成が求められている。

2 帯広市が目指すべき今後の教育のあり方について

当委員会は、前章で述べた教育を取り巻く環境を踏まえ、学校・家庭・地域が相互に連携・協働しそれぞれの教育的役割を果たす必要があるほか、社会の変化に対応し、地域の未来を拓くたくましい力を育成することが、教育に求められる重要な要素であると考え、帯広市教育委員会の示す「(仮称)第二期帯広市教育基本計画の策定方針」における「計画策定の視点」に沿って、帯広市の今後の教育のあり方について検討した。

「(仮称) 第二期帯広市教育基本計画の策定方針」 計画策定の視点

- (1) 学校・家庭・地域などの連携の推進
- (2) 社会情勢の変化に対応できる力の育成
- (3) 地域特性を踏まえた帯広らしい教育

(1) 「学校・家庭・地域などの連携の推進」

家庭や地域における教育力の低下、地域社会のつながりの希薄化、学校に期待される役割の増加に伴う教職員の長時間勤務といった状況は、それぞれが複合的に関連し合うものであり、行政をはじめ、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携・協働しながら課題解決に向けて取り組む必要がある。

(2)「社会情勢の変化に対応できる力の育成」

技術革新・高度情報化・グローバル化が進む中、新しい技術を開発したり実用的に活用できる能力が求められるほか、多様な文化的背景を有する多くの人と関わる中で自らの考えを示すとともに、意見を取りまとめたり、議論を通じて新しい考えを構築することのできる能力の育成が必要である。

(3)「地域特性を踏まえた帯広らしい教育」

人口減少や都市部への人口流出が進む中、ふるさとに誇りと愛着を持ち、帯広の未来を拓く人材の育成が求められる。そのため、豊かな自然と農業を基幹とする産業、文化、開拓の歴史などの地域資源を効果的に活用し、郷土への理解を深めながら地域社会の発展を支える資質を育てる、帯広らしい教育を充実させる必要がある。

3 施策の方向性について

(1)知識・技能の習得

- 全国学力・学習状況調査の結果によると、帯広市の児童生徒の平均正答率は、全国平均を下回ることが多かった。また、表現力や応用力・思考力への課題もみられる。変化の激しい時代においては、児童生徒が主体的に学び、個々の可能性を十分に伸ばし、未来社会を切り拓く能力を身に付けることが大切である。そのため、全国水準の学力を目指すほか、一人ひとりに、社会で必要となる基本的な知識を習得させ、培った知識を関連付けて応用できる力を育む教育が必要である。
- 社会変化が加速度的に進み将来の予測が困難となる中、一人ひとりが社会の変化に主体的に向き合い、新たな価値を生み出す力や多様な他者と議論しながら意見を構築する力を身に付ける必要がある。そのためには、学ぶことに興味・関心を持ち、人との対話を通じて自己の考えを広げ、知識を相互に関連付けてより深く考える「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の展開が必要である。
- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、 知識・技能、考える力や表現力、学びに向かう力や体力などをバラ ンスよく身に付ける必要がある。帯広市においては、エリア・ファ ミリー構想により、中学校の通学区域内にある幼稚園・保育所、小 学校、児童保育センター、中学校が合同で実施する会議や研修会な どを通じて、各エリアにおける連携を強化するとともに、子どもを 中心に据えた共通理解を図る取り組みを行っている。今後も、それ ぞれの段階に応じた教育の役割を十分認識しながら、一層連携を深 めることが求められる。
- 職場体験は、職業観の育成や学習で培った知識・技術が職業の中でどのように生かされているかを理解する上でも有効であり、企業と連携して社会に必要な能力の向上や技術の習得に取り組むほか、AI などの最新技術を取り入れた職場体験など、時代の変化に対応できる職業教育が必要である。
- 帯広南商業高等学校は、全国商業高等学校協会主催検定において 1級3種目以上合格者数が道内の高等学校で最も多いほか、地元企 業への就職者も多く、地域産業の発展に貢献している。AI などの 技術の進歩やグローバル化が加速度的に進むことが予想される中、 今後も、地元企業等と連携しながら地域産業を発展させるために必 要な資質・能力の向上及び技術の習得に取り組む必要がある。

- インターネットの普及により、社会においては情報通信機器を有効に活用し、問題を解決できる能力が求められる。一方、家庭においては、スマートフォンなど情報通信機器保有の低年齢化が進んでいるため、児童生徒に、インターネットの有用性と危険性を理解させるとともに、情報を有効に活用できる能力を身に付けさせる必要がある。また、自動販売機やロボットなど身近なコンピュータが、プログラムにより処理されていることなどへの理解を通じて、論理的に考える力を身につけさせるため、新学習指導要領に新たに位置付けられたプログラミング教育を推進していく必要がある。
- 「学校の授業に望むこと」について、平成28年度に児童生徒に実施したアンケートの調査結果では、中学生において「わかりやすく勉強を教えて欲しい」という回答が小学生と比べて多い結果であった。ICTを有効に活用した授業の展開などにより、児童生徒の主体的な学びを促進し、学習内容の理解を深める工夫が必要である。

(2) 豊かな心の育成

- 社会性の育成は、組織や集団において、他者と共生し良好な関係を築く上で重要な要素である。子どもたちに挨拶やマナーなどの基本的な習慣を身に付けさせるとともに、町内会などの地域行事へ参加する機会を充実させる必要がある。
- いじめや非行・不登校は、どの児童生徒にも起こり得る。インターネット上でのいじめなど、複雑かつ気が付きにくいケースもあるため、情報モラルを育成するほか、学校・家庭・地域・各関係機関による積極的な連携と対応が必要である。
- 小・中学校の新学習指導要領において特別な教科とされた「考え・議論する」道徳教育などを通じて、いじめや人権問題等に関して、児童生徒が主体的に考え、より深く議論する機会を充実させる必要がある。
- 読書は、語彙力・記憶力・集中力の向上はもとより、豊かな創造力や人間性の醸成にもつながる。帯広市の小・中学校では、図書ボランティアによる読み聞かせのほか、朝読書の時間を設けるなどして読書活動を推進しており、さらに、電子書籍の導入など魅力ある蔵書整備や学校司書の配置を進め、児童生徒の主体的な読書活動につなげていく必要がある。
- 芸術文化は、人々の心を豊かにし、創造性や情操を育む上で重要な役割を果たす。学校における授業のほか、文化施設において良質な芸術・文化に触れる機会を充実させる必要がある。

(3) 健やかな体づくり

○ 体力は、健康を維持するだけではなく、意欲や気力など精神面の 充実にも大きく関わる。帯広市における、「平成 29 年度全国体力・ 運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、体力合計点は小学校 男子を除き全国平均を下回る結果となった。また、アンケート調査 において「運動部やスポーツクラブに入っている」と回答した児童 生徒の割合は全国平均よりも低く、運動習慣に二極化の傾向が見ら れる。

スポーツや運動が楽しいと思うことは、自発的な運動を促すと考えられることから、全国体力・運動能力調査の点数を上げることだけにこだわらず、体育の授業における指導の充実に加え、学校・家庭・地域が連携した運動習慣の定着や生活習慣の改善に取り組む必要がある。

また、部活動については、過度な活動による児童生徒の健康障害や学力への影響が懸念されるため、適切な運動量となるよう配慮する必要がある。

○ 情報化社会の進展により、禁止薬物や犯罪行為などに関する情報の入手が容易になっている。禁止薬物などによる健康被害は児童生徒の一生に関わるものであることから、飲酒・喫煙、薬物乱用の危険性に対する認識を高め、未然防止へ向けた取り組みの充実が望まれる。

また、一部の児童生徒においてはインターネットや SNS に時間を費やし、学習や睡眠時間の短縮など生活習慣の乱れにもつながっている。望ましい生活習慣の確立に向け、学校と連携しながらインターネット等の利用について家庭におけるルールづくりなどに取り組む必要がある。

○ 現学校給食センターの整備によりアレルギー食への対応、衛生面の向上及びメニューの充実が図られたところである。地元産食材の活用を進めつつ、給食のメニューについても、食育などの面から引き続き工夫する必要がある。また、農業を基幹産業とする帯広においては、農業への理解を深めるためにも、給食と地域産業とを結びつけて考えることが大切である。農業体験活動、ふるさと教育などと併せた、特色ある帯広の教育として効果的な食育が望まれる。

(4) 人間を尊重し自然と共生する人づくり

○ グローバル化が進展する中、国際理解教育の重要性が増してきており、新学習指導要領においても、小学校中学年における外国語活動及び高学年における外国語科が創設された。発達の各段階における学びの連続性を意識した授業の展開が望まれるほか、国際理解教

育においては、諸外国の歴史や文化、伝統等を学ぶとともに、改めて自国への考えを深めることが大切である。また、外国語を用いたコミュニケーション能力の向上のため、外国語指導講師やICTの活用、姉妹都市への海外研修などを通じて外国語に触れる機会を充実させる必要がある。

○ 地球規模で進む温暖化等の影響により、十勝・帯広においても、 豪雨による洪水等の自然災害のリスクが高まってきている。身近な 地域の自然や基幹産業である農業などと結び付けた学びや視覚的 教材の活用などにより、自然や環境への興味・関心を高めるととも に、自然環境を守るために日常生活においてできることを考えるな ど、一人ひとりが当事者意識を持って環境問題を捉える授業の展開 が望まれる。

(5) ふるさとの理解の促進

- 帯広の次代を担う人材を育成するためには、豊かな自然環境や歴史、伝統、文化、産業等への理解を通じて、自分たちの住む地域の魅力を学び、ふるさとへの誇りと愛着、地域の絆を大切にする心を育成することが重要である。
- ふるさとの魅力を知るには、単に歴史や文化、地域産業などについて学ぶだけではなく、漫画やドラマの舞台として取り上げられていることなど、十勝・帯広の魅力を多角的な視点で学ぶ授業の展開が望まれる。
- ふるさとへの理解を深めるには、小中一貫教育の取り組みと併せて、各学年の理解度合に応じ、義務教育9年間を見通して継続的・系統的に歴史や文化・産業など、地域の魅力について学ぶ取り組みが必要である。

(6) 学校・家庭・地域の連携

(重点検討項目:コミュニティ・スクールについて)

○ 家族形態やライフスタイルの変化、価値観の多様化、地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境が変化する中、学校・家庭・地域の抱える課題が複雑化・困難化している。学校における教育活動のほか、児童生徒の基本的生活習慣の確立や、地域の防犯・安全対策など、子どもたちの健やかな成長について、学校・家庭・地域それぞれが考えていく必要がある。そのためには、家庭・地域が学校運営に参画し、課題や今後の教育目標を共有しながら、子どもを中心に据えて連携・協働した取り組みを進めていくことが大切

であり、その方策としてコミュニティ・スクールの導入を進める必要がある。

○ コミュニティ・スクールの実施にあたっては、学校評議員、各種ボランティア団体、PTA などといった、既存の各学校関係団体・組織との関わりについて整理する必要がある。また、コーディネーターの育成、家庭や地域への制度周知などを通じて、コミュニティ・スクールの機能を十分発揮させる必要がある。

また、学校へのニーズが多様化する中、児童生徒がより良い学校生活を送るためには、学校評価、児童生徒・保護者アンケートなどを通じて教育活動の成果を検証するほか、保護者・地域と連携・協働し学校運営の継続的な改善を図っていく必要がある。

○ 核家族化や少子化の進行のほか、地域社会とのつながりの希薄化を背景として、子どもの教育等に関して相談できる相手が身近にいないことなどにより、家庭の教育力が低下してきている現状が指摘されている。そのため、帯広市教育委員会が設置する教育相談センターにおける助言や学校から家庭に向けた情報提供のほか、PTAと連携した取り組みを進める必要がある。

(7) 教育を支える人材の育成

- 教員には、ICT を有効に活用したよりわかりやすい授業づくりや、 新学習指導要領で掲げる「主体的・対話的で深い学び」を実現する ために必要なスキルの向上が求められている。また、子どもたちを 取り巻く環境の複雑化や保護者ニーズの多様化が進む中において は、各種研修等を通じた教員の専門性の向上のほか、対人関係能力 の育成も求められる。
- 日々の授業の準備、放課後における学習指導や生徒指導、部活動 指導、多様な教育的ニーズへの対応などを要因として、教員の業務 量が増加している。長時間勤務の解消に向けた取り組みが求められ ることから、教職員配置の充実や外部人材の活用等を進める必要が ある。
- 教職員の事務に係る負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間をより多く確保するためには、教職員が校務に費やす時間を短縮することができるような環境改善が求められる。教職員間の情報共有の促進やデータの共有化、業務の統一化により業務負担の軽減につながるシステムの導入など、校務支援に向けた取り組みを進める必要がある。

(8)教育環境の充実

- 帯広市立の学校は全41 校中約7割の施設が築30年を超えている。 学校施設が時代の変化に応じて求められる機能を備えるためにも、 計画的な整備が必要である。また、全ての学校において耐震工事は 完了しているが、今後、老朽化がさらに進むことから、安全性の確 保や災害時における避難所施設としての機能の維持を図る必要が ある。
- 登下校時における交通事故や不審者による声かけ事案等が発生している。学校外における子どもの安全を学校だけで確保することは困難であることから、不審者に遭遇した場合の対応について児童生徒に指導するとともに、警察等関係機関や保護者・地域と連携して子どもの安全を確保する取り組みを強化する必要がある。

(9) 教育機会の確保

- 経済的な理由で、就学の機会が損なわれることがないよう、就学援助や奨学金制度といった経済的支援は不可欠である。貧困の連鎖は社会的な問題にもなっており、基礎的な学力の定着はもとより、キャリア教育を通じて職業観の育成等を図るなど、一社会人として自立するための教育が望まれる。
- 少子化の影響により、高校の間口が減少してきている。希望する 市内の高校へ進学できないことにより、通学に伴う本人の身体的負 担や家庭の経済的負担が増加することから、今後も適切な間口確保 に向けた取り組みの継続が望まれる。
- 特別支援教育は、特別な配慮を必要とする児童生徒一人ひとりの能力や特性に応じた支援が求められる。支援の種類や程度は多様であるため、教職員の特別支援教育に関する知識や専門性の向上が求められるほか、保護者や各関係機関と連携した取り組みや適切な支援体制の構築を進める必要がある。

(10) よりよい教育のためのしくみづくり

(重点検討項目:小中一貫教育について)

○ 新学習指導要領において、小学校中学年へ外国語活動が、また小学校高学年へ外国語科がそれぞれ導入されるなど、教育内容の量的・質的充実が図られている。また、全国的な傾向と同様に、帯広市においても、小学校から中学校に進学し、新しい環境に移行する段階で、いじめ・不登校の件数が増加する傾向にあるほか、学習面でつまずく生徒もいる。

「帯広市エリア・ファミリー構想」の取り組みを基盤として、小・中学校が、義務教育の9年間を見通した学習指導・生徒指導を継続的・系統的に行うことにより、学力の向上や中学校進学に伴う環境変化の緩和、異学年交流や多くの教職員との関わりを通じた多様な人間関係の形成などが期待できることから、小中一貫教育を推進する必要がある。

- 現在の通学区域は、一部において、一つの小学校から複数の中学校に分かれて進学する状況にある。学習内容の量・質ともに充実が図られる中、義務教育9年間を見通した指導の連続性・系統性や地域との協力関係の形成などの観点から、将来的に小・中学校の通学区域の整合を図っていく必要がある。
- 少子化に伴う学校の小規模化により、集団の中で児童生徒が切磋 琢磨する機会が減少するといった懸念があることから、一定の集団 規模による学校生活を維持するため、学校の適正規模の確保等の取 り組みを推進する必要がある。

今後に向けて

当委員会は、これからの帯広市の教育の方向性について、今後の社会の変化を展望しつつ、多角的な視点から議論を重ねてきた。中でも、帯広市教育委員会において導入を検討しているコミュニティ・スクールや小中一貫教育については、今後の学校と家庭・地域とのあるべき姿や義務教育の方向性を考える上で、その土台となる取り組みであることから、重点検討項目として議論を進めた結果、積極的に推進すべき施策であるという結論に至った。

これまでの5回にわたる議論を通じて、学校・家庭・地域が連携し地域全体で子どもを育むことの大切さをはじめ、変化する時代に対応できる力を身に付ける教育の重要性、帯広の未来を拓く人材育成と地域の魅力を学ぶことの必要性、学校に求められる役割や教員への負担の大きさ、学校を支援するボランティアの確保やコーディネーター育成の重要性などについて再認識したところである。

今後、本提言を踏まえ、次期教育基本計画の策定に向けて、帯広市 教育委員会において論議を尽くされることを願う。

(仮称) 第二期带広市教育基本計画市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)第二期帯広市教育基本計画(以下「次期計画」という。)の策定に向けて、主として学校教育分野に関する幅広い住民意見を聴取するため、(仮称)第二期帯広市教育基本計画市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、提言を行う。
 - (1) 次期計画に関すること。
 - (2) 前号の事項に関連して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の委員15名以内で組織する。
 - (1)一般公募者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 学校関係団体等から推薦を受けた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、就任の日から第2条に定める事項の検討内容をまとめた提言書を帯広市教育委員会に提出した日までとする。
- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残 任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名をおく。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の 決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開と することができる。

(傍聴)

第7条 委員会の傍聴に関しては、帯広市教育委員会傍聴人規則(昭和27年教育委員 会規則第3号)を準用する。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は意見を記載した文書の提出を求めることができる。

(委員への謝礼)

- 第9条 委員については、謝礼を支払うものとする。
- 2 前項の謝礼の金額は、会議開催1回につき8,500円とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育部企画総務課において処理する。 (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項がある場合は、 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、次期計画が策定された日に、その効力を失う。

(帯広市教育基本計画市民検討委員会設置要綱の廃止)

4 帯広市教育基本計画市民検討委員会設置要綱(平成20年5月26日施行)及び帯 広市教育基本計画市民検討委員会設置要綱(平成26年6月12日施行)は、廃止す る。

(仮称)第二期帯広市教育基本計画市民検討委員会委員名簿

(50 音順)

氏 名	所属または選出団体等	備考
池下 清一	帯広市町内会連合会	
猪谷 直樹	一般社団法人北海道中小企業家同友会とかち支部	
勝部正志	学校評議員	
金尾泰明	帯広市PTA連合会	
粥川 千恵	帯広市学校支援実行委員会	
佐々木 将太	帯広大谷短期大学	副委員長
杉本 伸子	帯広市校長会	
高橋 佑爾	一般公募	
中村 浩和	帯広市PTA連合会	
新田 成子	帯広幼稚園協会	
花井 豊	帯広市校長会	
福田 さやか	一般公募	
宮浦 まなみ	JA帯広大正女性部フレッシュミズ	
宮津 尚美	帯広南商業高等学校	
柳川 久	帯広畜産大学	委員長

(仮称) 第二期帯広市教育基本計画市民検討委員会開催状況

開催 回数	開催日・主な検討内容
第1回	開催日: 平成30年7月11日 ・ 子どもの学力・学習意欲を高める教育の推進 ・ 職業に関する教育・学習活動の推進 ・ 高度情報化に対応した教育・学習活動の推進
第2回	開催日:平成30年8月8日 - 子どもの社会性の育成 - 豊かな情操の育成と生きがいづくり - 健やかな体を育むスポーツ活動等の推進 - 食育の推進と学校給食の充実 - 人権・福祉・男女共同参画に関する教育・学習活動の推進 - グローバル化に対応した教育・学習活動の推進 - 環境に関する教育・学習活動の推進
第3回	開催日: 平成30年9月28日 ・ コミュニティ・スクールについて(重点検討項目) ・ 開かれた学校づくり ・ 家庭教育への支援 ・ 家庭や地域による教育支援の推進 ・ 小中一貫教育について(重点検討項目) ・ 魅力ある学校づくりの推進 ・ 学校教育のしくみの工夫改善 ・ 地域の実情に応じた教育行政の推進
第4回	開催日: 平成30年10月29日 ・子どものふるさと教育の推進 ・まちづくりへの参画を促進する教育・学習活動の推進 ・教員の人間力・指導力の向上 ・学校教育の環境整備 ・就学・進学の支援 ・健やかな発達の支援
第5回	開催日:平成30年11月29日 ・ (仮称)第二期帯広市教育基本計画に係る提言書(案)